

# 令和5年度 埼玉パラドリームアスリート特別強化支援事業補助金 補助対象経費一覧

令和5年4月1日

費目	主な内容	単価基準	補助対象とならない経費の例（※1）
謝金	練習及び合宿等の際の指導謝金 外部指導者（指導者資格等を有する者）	1人1時間 10,000円以内 （但し1人1日 40,000円以内）	○指導者謝金のうち、休憩時間帯等、直接指導に関わらない時間帯に支出した謝金 ○単価基準を超えて支払われた経費
旅費	本人及び事業に携わる者（※2）への旅費（交通費、宿泊費） 海外遠征費、国内遠征費（宿泊を伴わない練習会場への交通費含） 指導者招聘に係る旅費	実費 （但し国内宿泊費の上限は1人1泊 15,000円とする（※3））  【自家用車 旅費算出方法】 18円/km（別途有料道路料金）	○NF（※4）等が負担し、補助対象者の自己負担が生じない旅費 ○補助対象者が立て替え払いし、後日NFから補助対象者に旅費の一部精算がされる もので、交付決定年度の2月末日までに清算がされない場合の当該旅費
消耗品費	消耗品 （トレーニング用のウェア、競技用のボール、シャトル等、サプリメント（JADA公認のものが望ましい）、コールドスプレー等）	実費 （単価1個につき税込50,000円未満）	○競技を実施する上で、必要不可欠と判断されるもの以外のもの ○競技用具を入れるバッグ等、競技や練習等で直接使用しないもの ○個人から購入したもの ○練習会・大会時の飲食代金
	競技用具修理費等 （競技用車いす等の修理、部品交換等）	実費	○競技や練習等で直接使用しない用具の修理等
通信費	郵送料、配送料、競技用具運搬費等	実費	○電話料金、インターネット料金 ○個人に運搬を依頼した場合の経費
使用料及び賃借料	練習会場・会議室（付帯施設も含む）等の使用料	実費	○個人から借用した場合の使用料及び賃借料
その他	大会参加料、NFが主催する強化合宿費（いずれも国内外は問わず） 医科学サポート費（運動能力測定等に係る費用、ケガに係る治療費、 身体ケア（マッサージ等）に係る費用等） 海外遠征等で係る保険費用	実費	○業として営んでいない個人に依頼した場合の医科学サポート費
	競技中に使用する用具もしくは、競技力の向上につながる用具等の備 品購入費（※5）（※6）	実費 （但し電子機器及び医療機器は、購入金 額の1/2補助対象）	○備品としての条件を満たしていないもの

- ※1 領収書の日付が2月中であっても、3月にかかる大会や合宿等の経費は計上できません  
 ※2 介護者等、客観的に随同行の必要性が認められる方とし、選手1人につき1名までとします。  
 ※3 真にやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。  
 ※4 日本パラリンピック加盟競技団体をいいます。  
 ※5 備品購入費の詳細は、別添チラシ参照。  
 ※6 消耗品費に該当するものについては、消耗品として扱うこと。